

地域雇用開発促進法の見直し

- 地域差を是正するため、雇用情勢が特に悪い地域と、雇用創造に向けた意欲が高い地域に支援を重点化
 - 現在の4つの地域類型を2つに再編
 - 雇用情勢が特に悪い地域 ← 事業主に対して助成金を支給
 - 雇用創造に向けた意欲が高い地域 ← 地域の協議会(市町村、経済団体等で構成)に事業を委託(委託費を支給)

<改正前>

<p>雇用機会増大 促進地域 (雇用情勢が厳しい地域)</p> <p>事業所の設置整備に伴う雇入れ助成</p>	<p>求職活動援助地域 (情報のミスマッチが存在する地域)</p> <p>地元事業主団体への委託事業</p>
<p>能力開発 就職促進地域 (能力のミスマッチが存在する地域)</p> <p>能力開発助成</p>	<p>高度技能活用 雇用安定地域 (高度技能労働者を雇用する事業所が集積する地域)</p> <p>高度技能労働者の受入れ助成</p>



<改正後>

<p>雇用情勢が特に悪い地域 (雇用開発促進地域)</p> <p>都道府県が地域雇用開発計画を策定、国が同意</p>	<p>雇用創造に向けた意欲が高い地域 (自発雇用創造地域)</p> <p>・該当地域の市町村が都道府県に協議した上で地域雇用創造計画を策定、国が同意</p> <p>・都道府県の参加も可</p>
<p>支援措置</p> <p>○事業主に対し助成金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の設置整備に伴う雇入れ助成 ・中核的人材の受入れ助成 ・能力開発助成 <p>○自発雇用創造地域にも該当する地域に助成金の特例措置</p>	<p>支援措置</p> <p>○地域の協議会が提案する以下の事業のうち、特に優れたものに対し委託費を支給。(最大3年間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用創出、能力開発、就職促進等 <p>○地域の雇用再生プログラムへの位置付け等関係省庁の施策との連携を図る。</p>